

地元の皆様へ

「DCM韮崎店」施設の配置に関する事項等の変更についてのご案内

この度、「DCM韮崎店」の荷さばき施設の位置及び面積、荷さばき施設において荷さばきを行う事ができる時間帯の2点を変更するにあたり、大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届を令和8年8月14日に山梨県へ提出しました。

同法第7条に基づく説明会に代わりまして、同法施行規則第11条第2項の規定により、店頭掲示及び本チラシにて地域の皆様に届出内容を周知させていただきます。

ご質問がある方は、下記の問い合わせ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

なお、大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書は、山梨県（下記参照）で縦覧されており、本計画に対して意見がある場合、山梨県に対して意見書を提出することができます。縦覧場所・縦覧期間ならびに意見提出先・提出期限を以下にご案内させていただきます。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

■店舗の概要

- (1) 名 称：DCM韮崎店
- (2) 所 在 地：山梨県韮崎市藤井町南下條字下河原152番地 外
- (3) 建物設置者：DCM株式会社
- (4) 変更しようとする事項

①荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】荷さばき施設① 45m²／荷さばき施設② 45m²

【変更後】荷さばき施設① 45m²／荷さばき施設② 45m²
荷さばき施設③ 40m²

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】荷さばき施設①・② 午前6時から午後10時まで

【変更後】荷さばき施設①・② 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設③ 午前2時から午前7時まで

- (5) 変更する年月日：令和9年4月15日（予定）

●届出書の縦覧場所

山梨県 県庁別館 山梨県県民情報センター
（甲府市丸の内 1-6-1 TEL：055-223-1408）

●意見書の提出先

山梨県 産業政策部 産業政策課
（甲府市丸の内 1-6-1 TEL：055-223-1532）

●届出書の縦覧期間と意見書の提出期限

令和8年12月28日

【本計画に対するご質問等のお問い合わせ先】

21世紀商業開発株式会社 06-6252-5910
倉恒（午前10時～午後5時）

変更後

